

公立病院改革プランの概要

団 体 名		北海道長沼町					
プ ラ ン の 名 称		町立長沼病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 10月 22日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 24年度					
病院の現状	病 院 名	町立長沼病院					
	所 在 地	北海道夕張郡長沼町中央南2丁目2番1号					
	病 床 数	199床					
	診 療 科 目	内科、消化器科、循環器科、整形外科、麻酔科、精神神経科、皮膚科、眼科、リハビリテーション科、放射線科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		町民の「かかりつけ医」としての役割を担い地域ニーズに応じた医療を展開する。 初期救急治療と進む高齢化に対応するため生活習慣病予防、長期入院に対応できる医療を推進する。 町民のメンタルヘルスケアの充実を図るため精神科の入院医療を充実させる。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		一般企業と同様に経済性を発揮しながら地域医療に貢献するといった基本理念のもとに医療を展開するうえで、不採算部分等を十分に考慮し、必要最低限の負担として捉え活用する。					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	20年度実績	21年度	22年度	23年度	24年度	備考
	経常収支比率	92.2%	99.1%	101.8%	106.5%	107.4%	
	職員給与費対医業収益比率	76.2%	68.0%	68.0%	65.0%	65.0%	
	病床利用率	63.3%	65.0%	68.0%	70.0%	72.0%	
	変動費対医業収益比率	14.3%	14.3%	13.0%	12.0%	12.0%	
	医業収支比率	85.7%	91.2%	93.6%	98.0%	98.8%	
	一日平均患者数(入院)	126.0人	129.4人	135.3人	139.3人	143.3人	
	一日平均患者数(外来)	239.3人	245.8人	257.0人	264.7人	272.2人	
	患者一人一日当たり診療収入(入院)	19,821円	19,800円	20,000円	20,000円	20,000円	
	患者一人一日当たり診療収入(外来)	4,900円	5,000円	5,100円	5,200円	5,300円	
上記目標数値設定の考え方		入院患者数及び外来患者数の引き上げ13~14% (病診、病病連携の推進による) 外来単価5,300円の実現(生活習慣病に係る検査指導料の算定件数アップによる) 入院単価20,000円の実現(手術件数のアップと医療区分の高い患者の囲い込みによる) (経常黒字化の目標年度 : 22年度)					

				団体名 (病院名)	北海道長沼町 (町立長沼病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	20年度実績	21年度	22年度	23年度	24年度	備考	
	年延手術件数	1,331件	1,320件	1,440件	1,440件	1,440件	
	年延入院患者数	46,006人	47,205人	49,357人	50,816人	52,275人	
	年延外来患者数	70,353人	72,265人	75,558人	77,822人	80,027人	
	救急車による年間患者数	143人	144人	180人	180人	192人	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	外部委託の見直しと新規委託の検討による人件費の削減 能力評価や目標管理制度の導入による職員のモチベーションアップ 業績管理体制の構築による予算・実績管理の徹底 病床管理の徹底による機会損失の防止 地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等による経営形態の見直しについて検討する。				
		事業規模・形態の見直し	本計画の遂行状況と平成22年度の診療報酬改定の情報をもとに、平成24年度に病床機能選択について再検討				
		経費削減・抑制対策	医薬品、医療材料の在庫管理の徹底と購入における標準化の推進 定期的な費用等に関する情報の提供による職員のコスト意識の向上 医薬品、医療材料、光熱費関係について削減目標値を設定し、毎月実績管理体制を構築				
		収入増加・確保対策	地域連携の強化(病病連携・病診連携)による紹介患者数の増加 患者満足度調査実施による受診抑制の排除 生活習慣病患者への検査等の充実 特定健診・一般健診の強化 救急搬入数増加による外来・入院患者の増加				
		その他	オーダーリングシステム及び電子カルテシステムの導入を検討し、IT化の推進に努める 職員の接遇研修を定期的実施し、人材育成に努める 病院機能評価V6.0の理解と活用を図り、受審に向けた準備を進める				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	75.0%	18年度	71.5%	19年度	69.3%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	病床稼働率は民間の一般病床からみると平均を下回っているが、自治体病院としては適正水準を維持しており、病床削減の問題はなく、今後施設の老朽化に伴うアメニティの劣化に対応する必要がある。					

団体名 (病院名)	北海道長沼町 (町立長沼病院)
--------------	--------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	岩見沢市立総合病院、三笠市立総合病院、市立美唄病院、国保由仁町立病院、国保月形町立病院、町立南幌病院、町立長沼病院		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	町立長沼病院は、南空知地区(第5区域)に位置付けているが、現状の患者動向を勘案すると札幌圏あるいは、千歳・恵庭圏が主たる連携先といえるが、今後は、北海道が示した素案をもとに連携区域との連携を図っていく予定。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成25年 3月	<内容> 自治体病院等広域化・連携構想により、当地域では南空知地域検討会議を設置し、「医師確保と地域連携」、「救急医療体制の検討」、「効率的物品調達と連携」、「医療機関相互の役割分担」等について検討し、その結果をホームページに公表する。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所には <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所には <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input checked="" type="checkbox"/> 診療所化	<input checked="" type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	内部検討組織として、「町立長沼病院経営健全化委員会」において、毎年度の決算と併せて改革プランの取組状況の点検・評価を行う。また、第三者機関「町立長沼病院運営審議会」において、進捗状況等を点検評価し、町広報・ホームページで公表する。		
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	毎年7月を目途に業務実績評価と併せて改革プランについて町立長沼病院経営健全化委員会及び町立長沼病院運営審議会において点検・評価を行い、その結果を毎年9月に取りまとめ、町広報・ホームページにおいて公表する。		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	北海道長沼町 (町立長沼病院)
--------------	--------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		19年度(実績)	20年度(実績)	21年度	22年度	23年度	24年度
		区分					
収	1. 医 業 収 益 a	1,457	1,338	1,387	1,468	1,520	1,573
	(1) 料 金 収 入	1,359	1,257	1,296	1,372	1,421	1,470
	(2) そ の 他	98	81	91	96	99	103
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 収 益	156	142	153	162	168	174
	(1) 他会計負担金・補助金	140	137	147	156	161	167
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	0	6	0	0
	(3) そ の 他	16	5	6		7	7
	経 常 収 益 (A)	1,613	1,480	1,540	1,630	1,688	1,747
	入	1. 医 業 費 用 b	1,610	1,574	1,519	1,569	1,551
(1) 職 員 給 与 費 c		996	1,020	943	999	988	1,022
(2) 材 料 費		233	192	198	191	182	189
(3) 経 費		342	320	331	332	332	332
(4) 減 価 償 却 費		34	37	42	42	42	42
(5) そ の 他		5	5	5	5	7	7
2. 医 業 外 費 用		36	32	33	33	33	33
(1) 支 払 利 息		8	7	7	7	7	7
(2) そ の 他		28	25	26	26	26	26
経 常 費 用 (B)		1,646	1,606	1,552	1,602	1,584	1,625
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	-33	-126	-12	28	104	122	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0
	特別損益(D) - (E) (F)	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)	-33	-126	-12	28	104	122	
累 積 欠 損 金 (G)	-817	-943	-955	-927	-823	-701	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	427	326	370	370	370	370
	流 動 負 債 (イ)	183	169	193	180	180	180
	うち一時借入金	100	100	100	100	100	100
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額 (I)	0	0	0	0	0	0
不良債務差引 { (イ)-(I) } - { (ア)-(ウ) } (オ)	-244	-157	-177	-190	-190	-190	
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	-4	87	-20	-13	0	0	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	98.0%	92.2%	99.1%	101.8%	106.5%	107.4%	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{(イ)} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	90.5%	85.7%	91.2%	93.6%	98.0%	98.8%	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	68.3%	76.2%	68.0%	68.0%	65.0%	65.0%	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(イ)} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	0	0	0	0	0	0	
病 床 利 用 率	69.3	63.3	65.0	68.0	70.0	72.0	

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
 例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	北海道長沼町 (町立長沼病院)
--------------	--------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度	24年度
区分							
	1. 企業債	27	31	23	0	0	0
収	2. 他会計出資金	16	16	16	21	24	15
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0
	収入計(a)	43	47	39	21	24	15
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分(c)	0	0	0	0	0	0
	純計(a) - {(b) + (c)}(A)	43	47	39	21	24	15
支	1. 建設改良費	27	31	26	0	0	0
	2. 企業債償還金	16	16	24	31	37	23
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
	支出計(B)	43	47	50	31	37	23
差引不足額(B) - (A)(C)		0	0	11	10	13	8
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0	0	11	10	13	8
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
計(D)		0	0	11	10	13	8
補てん財源不足額(C) - (D)(E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)		0	0	0	0	0	0
実質財源不足額(E) - (F)		0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度	24年度
収益的収支	(8,626) 140189	(24,370) 136526	(0) 146991	(0) 155668	(0) 161171	(0) 166689
資本的収支	(5,172) 15516	(5,482) 16445	(0) 16072	(0) 20670	(0) 24339	(0) 15425
合計	(13,798) 155705	(29,852) 152971	(0) 163063	(0) 176338	(0) 185510	(0) 182114

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。